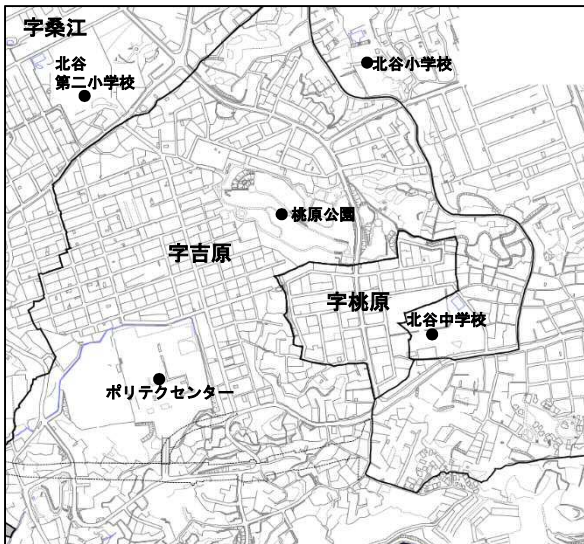


北谷町住居表示ニュース 第4回

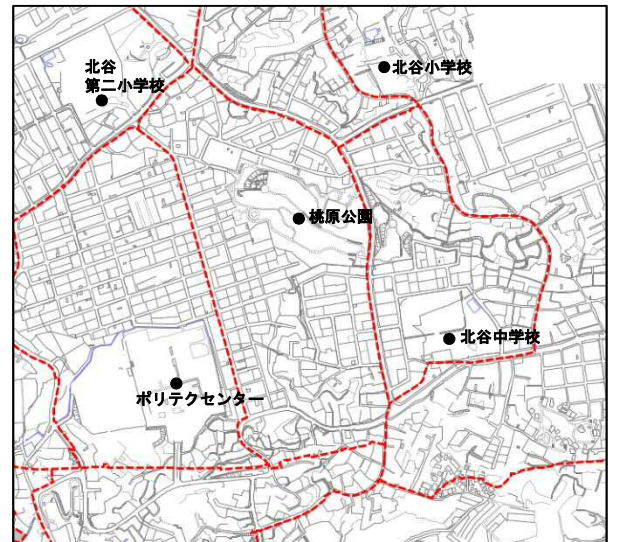
北谷町では、わかりやすい住所となるよう住居表示制度を導入することになりました。この制度を皆様へ知って頂くため、“北谷町住居表示ニュース”として不定期配信していきます。

住居表示の町の区域の設定方法

①区域を合理的なものにするため、道路・河川などで町の境界を定めます。

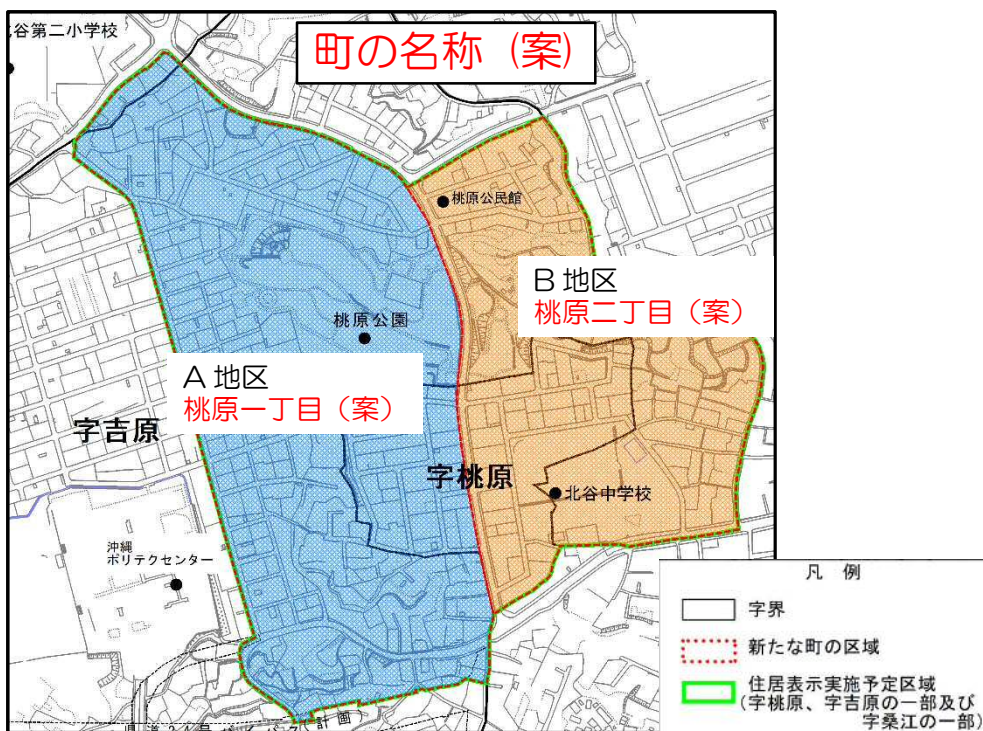


— 現在の字の境界



--- 新しい町の境界(案)

②それぞれの町の区域に名前を付けていきます。



わかりやすい住所となるために、区画の合理化を図るのが住居表示です。

住民説明会を開催しました

栄口区自治会様からのご要望により、住民説明会を開催しました。

開催日時：令和元年 8月4日 午後7:30
9月6日 午後7:30

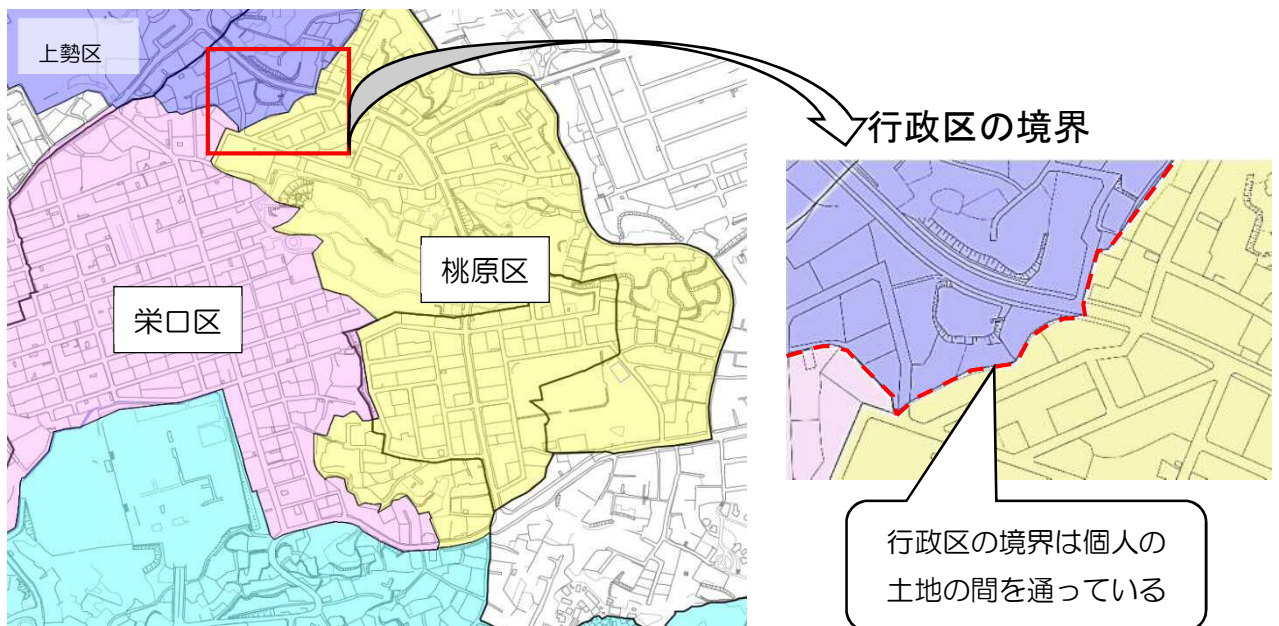
開催場所：栄口区公民館

説明会の内容

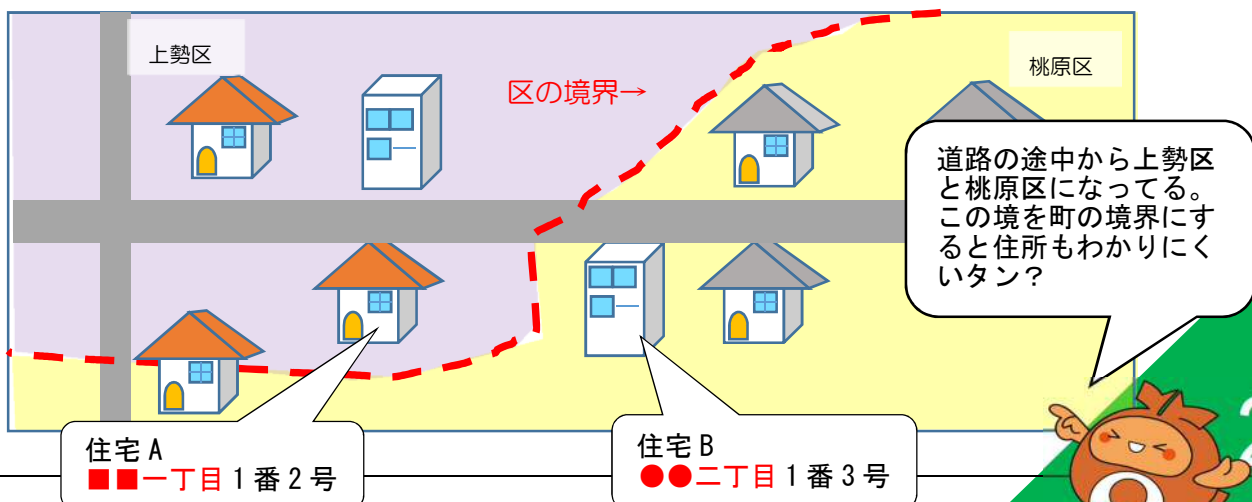
新しい町の名称（案）について（方法・考え方）
説明会で上がったご意見

ご意見 1	栄口区と桃原区の境界を町の境界にできませんか。
回 答	各行政区の境界は、道路ではなく、個人所有地と個人所有地の間にある場合が多いため、わかりやすい境界ではありません。せっかく住居表示を導入してもわかりにくさが残ってしまい、住居表示実施の効果が薄くなってしまうため、行政区の境界を町の境界とすることはふさわしくないと考えています。

各行政区域（栄口区・桃原区・上勢区境界付近）



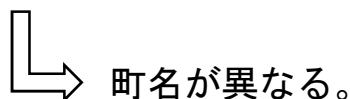
行政区の境界を町の境界にすると・・・（イメージ図）



隣り合った住宅 A と B の住所

住宅 A . . . ■■一丁目 1 番 2 号

住宅 B . . . ●●二丁目 1 番 3 号



各行政区の境界は個人の土地の間にある場合もあるため、これを町の境界とすると、先の図にもあるように、道路の途中から町の名前が変わることになります。そうすると隣り合った住宅どおしであるにも拘わらず、異なる町名となってしまう、せっかく住居表示を実施してもわかりにくさが残ってしまいます。

住居表示は、道路や河川など恒久的な地形・地物を町の境界とすることで、合理化を図るものです。

住居表示に関連する法規より抜粋

○町又は字の区域の合理化等（住居表示に関する法律第 5 条第 1 項）

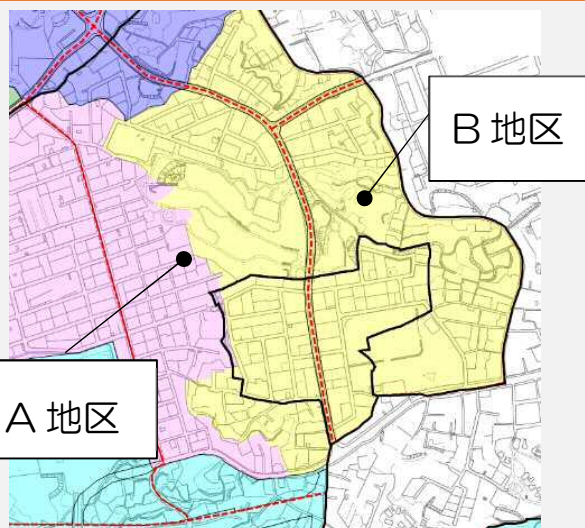
街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

○町の区域の合理化（街区方式による住居表示の実施基準 第 1-1）

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。

ご意見 2 名称を決める場合、面積割合の大きい方ではなく、世帯数の多さで決めてほしい。

回 答 世帯数は常に変動するため、町名を決定する基準とすることはむずかしいと考えます。一方で、字や行政区（自治会）の面積は、変動しないため、町名を決定する場合の基準としてふさわしいと考えます。



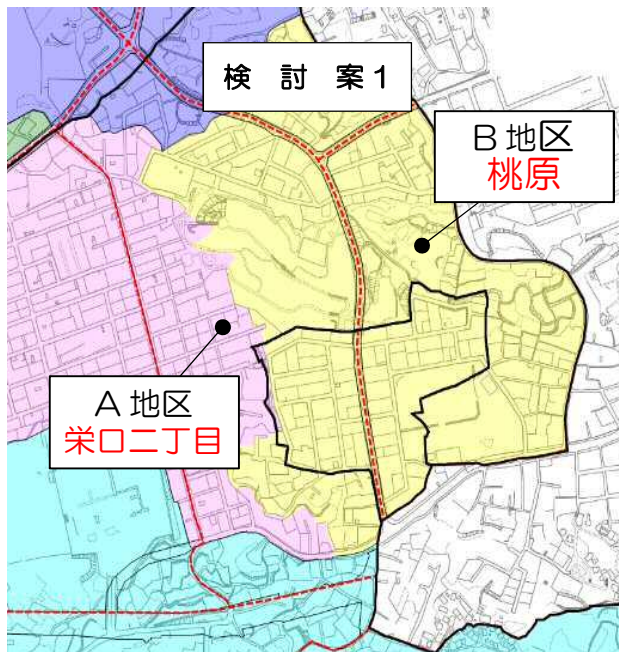
地区内の行政区面積割合

行政区	凡例	A 地区	B 地区
桃原区		0.115 km ²	0.13 km ²
栄口区		0.081 km ²	-
謝苅区		0.018 km ²	-
上勢区		0.016 km ²	-

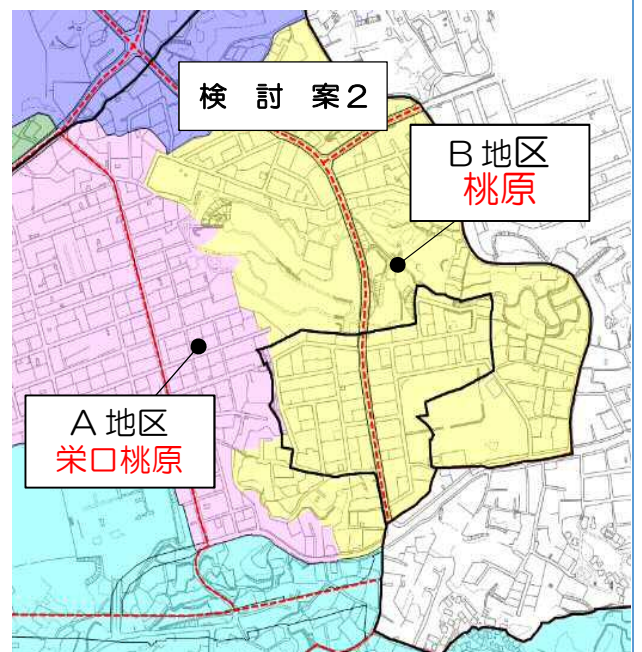
町の名称(案) 桃原一丁目 桃原二丁目

ご意見 3	A地区は「桃原一丁目」ではなく、「栄口」を付けてほしい。
回 答	わかりにくさが生じるため、「桃原一丁目」が望ましいと考えます。

【検討案 1】
A地区を「栄口二丁目」、
B地区を「桃原」とした場合



【検討案 2】
A地区を「栄口桃原」、
B地区を「桃原」とした場合



【課題】
いずれの検討案もB地区が「桃原」となり、「丁目」が付かないため、従前の「字桃原」と混同しやすくなり、住居表示を実施したことにより、わかりにくさが生じてしまいます。この結果、せっかく住居表示を実施しても、わかりにくさが残ってしまうため、A地区は「桃原一丁目」が町の名称として望ましいと考えます。

住居表示を実施して町の区域や名称が新しくなっても**行政区(自治会)の区域、名称は変わりません。**

説明会ではA地区の名称について「“栄口”という名称を付けてほしい」というご意見が多く、町が提案している“桃原一丁目”についてのご理解はまだ得られておりません。引き続き説明会を開催していきます。

第4回 北谷町住居表示ニュース 令和元年11月

お問い合わせ
北谷町役場都市計画課計画係

直通：098-982-7703

FAX：098-926-2174

mail：toshikeikaku@chatan.jp